

# 平成27年4月1日から

## 軽自動車税の税額が変わります

地方税法等の改定により、二輪車や軽自動車等の税額が変更になります。

### 1 平成27年度分から変わるもの

種別		税額	
		改正前	改正後
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	90cc以下(51～90cc)	1,200円	2,000円
	125cc以下(91～125cc)	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
2輪の軽自動車	250cc以下(126～250cc)	2,400円	3,600円
2輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
専ら雪上を走行するもの		2,400円	3,000円
導車体		2,400円	3,600円



### 2 平成28年度分から変わるもの

種別			税額			
			平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けたもの	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けたもの	最初の新規検査から13年を経過したもの(経年重課)	
軽自動車	3輪のもの		3,100円	3,900円	4,600円	
	4輪以上のもの	乗用	営業	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		貨物用	営業	3,000円	3,800円	4,500円
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円

※「最初の新規検査」とは、その車両が新車として新規に車検を取った年月日のことです。

※平成27年4月1日に登録したものは、平成27年度から課税の対象となり、改正後の税額が課税されます。

▼問合せ 税務課税務係 (☎ 23 - 2332)

#### ケース1 平成14年中に最初の新規検査(車検)を受けた自家用軽四輪自動車の場合

平成27年度は税額7,200円です。新規検査から13年を経過した翌年にあたる平成28年度以降は、税額が12,900円となります。

#### ケース2 平成27年4月2日以降に最初の新規検査を受けた自家用軽四輪自動車の場合

平成27年4月1日時点で登録されていないので、平成27年度は課税の対象にはならず、平成28年度以降の課税額が10,800円となります。最初の新規検査から13年を経過した翌年にあたる平成41年度以降は、税額が12,900円となります。

